

大規模事業評価調書

文化財課
令和8年8月作成

I 事業の概要

事業の名称	多賀城政庁復元整備事業
事業の概要	【概要】 令和6年度には創建1300年を迎え、県による政庁南大路・ 城前官衙^{じょうまえかんが}の整備、多賀城市による外郭南門の復元整備、多賀城碑 の国宝指定を機に、史跡の活用に対する機運が高まっており、歴 史的価値や意義を分かりやすく伝え、地域資源としての活用を図 るため、多賀城跡の象徴である「政庁」の復元整備を行うもの。 ○ 場所：多賀城市市川城前（特別史跡多賀城跡附寺跡） ○ 敷地面積：約10,000㎡ ○ 復元整備する主な施設：古代復元建物12棟 ＜附属資料1 多賀城跡位置図＞ ＜附属資料2 多賀城跡現況写真＞ ＜附属資料3 多賀城跡の概要 多賀城跡発掘のあゆみー2020ー（令和2年3月）抜粋＞ ＜附属資料4 多賀城政庁復元イメージ図＞ 【上位計画との関連】 ○ 新・宮城の将来ビジョン ○ 新・宮城の将来ビジョン実施計画 政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせ る地域社会づくり 取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興 ＜附属資料5 新・宮城の将来ビジョン （令和2年12月）抜粋＞ ＜附属資料6 新・宮城の将来ビジョン実施計画 （令和8年2月）抜粋＞ ○ 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版） 施策基本方向6 社会の発展を支える力と郷土を愛する 心の育成 ＜附属資料7 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）アク シヨンプラン（令和6年度～令和10年度） 【令和8年度版】（令和8年3月）抜粋＞ ○ 宮城県文化財保存活用大綱 基本方針3 文化財を循環型社会システムに取り込む ＜附属資料8 宮城県文化財保存活用大綱 （令和3年3月）抜粋＞ ○ 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画 ※今年度に「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画」として改定予定 第5章 整備活用に関する方針 1. 特別史跡指定地内について 3) S重点地区遺構保存地区に係る整備活用計画

	① S 重点地区遺構保存地区に係る整備活用計画 マスタープラン イ) 遺構保存活用計画 <附属資料 9 特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画 (平成 23 年 7 月) 抜粋> ○ 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画※今年度中に改定予定 第 7 章 整備基本計画 (4) 各地区の保存活用に関する整備方針 ① S 重点遺構保存活用地区 <附属資料 10 特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画 (平成 28 年 7 月) 抜粋> ○ 多賀城市歴史的風致維持向上計画 (第 2 期) 第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針 4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 <附属資料 11 多賀城市歴史的風致維持向上計画 (第 2 期) (令和 4 年 3 月) 抜粋>
事業計画の背景	【背景】 ○ 多賀城跡は、奈良・平安時代に陸奥国の国府が置かれ、東北地方における政治・軍事・文化の中心地として重要な役割を果たした史跡である。現在は「特別史跡多賀城跡附寺跡」として国の特別史跡に指定され、発掘調査によって政庁をはじめ実務を担った役所や築地塀など多様な遺構の存在が確認されている。特に、多賀城跡の中心に位置する政庁は、政務や儀式を行った古代国家の統治体制を象徴する中枢施設であり、学術的・文化的価値が極めて高い場所である。 ○ 多賀城跡は、日本三大史跡に位置付けられているものの、同じ三大史跡である「平城宮跡」及び「大宰府跡」と比較すると知名度が不足している現状である。 ○ 現在の政庁における整備は、「遺構の視覚的・体験的な魅力に乏しく、立体的スケール感が伝わらないこと」、「来訪者の受入れ環境が未整備であること」、「史跡周辺に休憩場所や滞在場所が少ないこと」などの課題があるため、課題解消にあたり、歴史的価値や意義を空間全体で視覚的・動的に体现するための整備手法や説明手法の改善のほか、来訪者の受入れ環境の整備が必要である。 ○ 上述の内容を踏まえ、多賀城の中心である政庁の価値を社会的に広く認知させると同時に、地域の活性化や観光資源としてのさらなる充実を図るため、政庁の復元整備を実施するものである。 <附属資料 12 多賀城市観光推進プロジェクト事業 に関する調査研究 (平成 28 年 3 月) 抜粋> <附属資料 13 多賀城政庁復元整備に関する検討報告書 (令和 8 年 3 月) > 【期待される効果】 ○ 政庁の実物大復元を通じて、古代の地方統治空間を可視化することにより、学校教育や生涯学習において、実感を伴う歴史理解と主体的で探求的な体験学習が促進される。 ○ 歴史的空間の再現により、多賀城跡の魅力を飛躍的に高め、県内のみならず東北広域に広がる歴史・文化ストーリーを繋ぐ「ハブ (結節点)」及び「ゲートウェイ (入口)」としての機

	能を強化し、広域及び文化観光の促進や多面的な利活用を誘致することで、県内だけでなく東北広域を含めた経済の活性化が期待できる。 ○ 復元された政庁を拠点に県民参加型のイベントや学習活動がより活発となり、地元住民や県民の史跡への関心と関与が促進されることで、郷土への愛着と誇りの醸成や未来を担う人材の育成が期待される。
これまでの取組状況	○ 令和7年度には、多賀城政庁復元の目指すべき方向性を検討し、整備後の活用等の取組を効果的かつ効率的なものとするため、考古学、建築学、観光及び地域振興の有識者、地元関係者で構成される検討会を3回開催した。 ○ 検討会では、「政庁復元の意義と目的」、「復元整備の目指すべき姿」、「復元整備の進め方」、「活用の方向性等」について意見を交わし、政庁復元は「多賀城を地域の歴史文化資源として多くの人々にその価値を実感してもらう契機となること」、「多賀城のシンボルである正殿から段階的に復元すべきであること」、「市民・県民の参画と郷土に対する誇りを醸成することが望まれること」などの提言を委員よりいただいた。 ○ 検討結果を踏まえ、「多賀城政庁復元整備に向けた方針」をまとめた。内容は以下のとおりである。 ＜政庁復元の意義＞ ・政庁を復元することは、①学術研究、②教育普及、③観光振興、④地域振興の4つの側面で大きな意義がある。 ＜政庁の目指すべき姿＞ ・政庁の往時の姿を体感できる場として復元整備を進め、その歴史的価値を伝えるとともに、世代を問わず様々な人々による学びと交流を育む歴史探求拠点を目指す。 ・また、これまでの政庁から南門に至る一帯の整備との整合性を図り、最も機能的且つ荘厳な第Ⅱ期（762年～780年）を復元する時期とし、歴史的・学術的価値や空間特徴を伝えるべく、第Ⅱ期を構成する建物全ての復元を目指す。 ＜復元整備の基本方針＞ ・以下の5つを基本方針とした。 ① 遺構の確実な保存 (地上及び地下遺構に影響を与えず、歴史的価値を保ちながら復元整備を行う) ② 学術的根拠に基づく整備 (考古学・歴史学等の調査研究に基づき、建物と空間の歴史的特徴を正しく再現することに努める) ③ 伝統的な材料・工法を基本としつつ、安全性・耐久性等に配慮 (伝統的材料・工法を採用しつつ、強度や安全性等が必要な場合は現代の技術や材料等を適切に組み合わせる) ④ 段階的かつ公開性の高い整備の推進 (工事現場の公開や情報発信を行うことで、地域住民や来訪者の理解を促進する)

	⑤ 快適で知的好奇心を喚起する場に整える (見学導線や休憩施設の設定、管理・活用に必要なインフラ整備など来訪者が快適に利用できる環境を整えるほか、知的好奇心を刺激する展示や解説の充実させる) <活用の方向性> ・復元された政庁では、展示復元建物内部の展示公開、復元整備過程の情報発信、体験・学習機会を創出し、未来を担う人材の育成と郷土への愛着と誇りの醸成を促進する。 ・政庁跡を含む多賀城跡全域およびその周辺では、史跡のゲートウェイ・ハブ機能を強化し、体験共創型の史跡への転換を図る。 <整備のすすめ方> ・復元建物整備は、政庁の中核である正殿から段階的に整備する方向で計画し、復元整備工事を魅力あるコンテンツとして情報発信し、工事現場の適時での公開を検討する。 ・整備の各段階において、地域住民や県民が参画できる仕組みを構築し、事業への理解と支持を得ながら、郷土への愛着や誇りの醸成を図りつつ、計画的且つ着実に推進する。 <推進体制> ・県及び市の行政内部の横断的連携に加え、民間事業者や県民等とのパートナーシップの構築が必要であり、地域と一体となった推進体制を整える。 ・官民の多様な主体が参画・連携する体制の構築、多様な資金の確保・活用の仕組みについて検討を進める。 <附属資料 1 4 多賀城政庁復元整備に向けた方針 (令和 8 年 7 月)> (参考) 多賀城跡に関する経緯 <table> <tr> <td>大正 1 1 年</td><td>高崎廃寺跡（後に多賀城跡廃寺跡と呼称）とともに「史跡」に指定</td></tr> <tr> <td>昭和 3 5 年</td><td>発掘調査の開始（現在も継続中）</td></tr> <tr> <td>昭和 4 1 年</td><td>特別史跡に指定</td></tr> <tr> <td>昭和 4 4 年</td><td>多賀城跡調査研究所が設立（宮城県）</td></tr> <tr> <td>昭和 4 5 年</td><td>多賀城跡の整備事業の開始（現在も継続中）</td></tr> <tr> <td>昭和 5 7 年</td><td>『多賀城跡 政庁編一本文編一』の刊行（宮城県）</td></tr> <tr> <td>昭和 6 2 年</td><td>「特別史跡多賀城跡附寺第 2 次保存管理計画」（多賀城市）で建物立体復元構想が明文化</td></tr> <tr> <td>平成 2 年</td><td>政庁から南門地区の立体復元事業の検討</td></tr> <tr> <td>平成 6 年</td><td>外郭南門と築地の一部を立体復元することを決定し、復元の実施設計が完成（多賀城市）</td></tr> <tr> <td>平成 2 3 年</td><td>「特別史跡多賀城跡附寺第 3 次保存管理計画」策定（多賀城市）</td></tr> <tr> <td>平成 2 8 年</td><td>「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」策定（宮城県）</td></tr> <tr> <td>平成 3 0 年</td><td>政庁南大路・城前官衙整備 着手（宮城県）</td></tr> <tr> <td>令和 2 年</td><td>南門及びその周辺地区整備 着手（多賀城市）</td></tr> <tr> <td>令和 3 年</td><td>政庁南大路の一般公開開始（宮城県）</td></tr> <tr> <td>令和 4 年</td><td>城前官衙の一般公開開始（宮城県）</td></tr> <tr> <td></td><td>もっかん うろしがみもんじよ 木簡・漆紙文書の重要文化財指定</td></tr> <tr> <td>令和 6 年</td><td>多賀城碑の国宝指定、出土品の重要文化財指定</td></tr> </table>	大正 1 1 年	高崎廃寺跡（後に多賀城跡廃寺跡と呼称）とともに「史跡」に指定	昭和 3 5 年	発掘調査の開始（現在も継続中）	昭和 4 1 年	特別史跡に指定	昭和 4 4 年	多賀城跡調査研究所が設立（宮城県）	昭和 4 5 年	多賀城跡の整備事業の開始（現在も継続中）	昭和 5 7 年	『多賀城跡 政庁編一本文編一』の刊行（宮城県）	昭和 6 2 年	「特別史跡多賀城跡附寺第 2 次保存管理計画」（多賀城市）で建物立体復元構想が明文化	平成 2 年	政庁から南門地区の立体復元事業の検討	平成 6 年	外郭南門と築地の一部を立体復元することを決定し、復元の実施設計が完成（多賀城市）	平成 2 3 年	「特別史跡多賀城跡附寺第 3 次保存管理計画」策定（多賀城市）	平成 2 8 年	「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」策定（宮城県）	平成 3 0 年	政庁南大路・城前官衙整備 着手（宮城県）	令和 2 年	南門及びその周辺地区整備 着手（多賀城市）	令和 3 年	政庁南大路の一般公開開始（宮城県）	令和 4 年	城前官衙の一般公開開始（宮城県）		もっかん うろしがみもんじよ 木簡・漆紙文書の重要文化財指定	令和 6 年	多賀城碑の国宝指定、出土品の重要文化財指定
大正 1 1 年	高崎廃寺跡（後に多賀城跡廃寺跡と呼称）とともに「史跡」に指定																																		
昭和 3 5 年	発掘調査の開始（現在も継続中）																																		
昭和 4 1 年	特別史跡に指定																																		
昭和 4 4 年	多賀城跡調査研究所が設立（宮城県）																																		
昭和 4 5 年	多賀城跡の整備事業の開始（現在も継続中）																																		
昭和 5 7 年	『多賀城跡 政庁編一本文編一』の刊行（宮城県）																																		
昭和 6 2 年	「特別史跡多賀城跡附寺第 2 次保存管理計画」（多賀城市）で建物立体復元構想が明文化																																		
平成 2 年	政庁から南門地区の立体復元事業の検討																																		
平成 6 年	外郭南門と築地の一部を立体復元することを決定し、復元の実施設計が完成（多賀城市）																																		
平成 2 3 年	「特別史跡多賀城跡附寺第 3 次保存管理計画」策定（多賀城市）																																		
平成 2 8 年	「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」策定（宮城県）																																		
平成 3 0 年	政庁南大路・城前官衙整備 着手（宮城県）																																		
令和 2 年	南門及びその周辺地区整備 着手（多賀城市）																																		
令和 3 年	政庁南大路の一般公開開始（宮城県）																																		
令和 4 年	城前官衙の一般公開開始（宮城県）																																		
	もっかん うろしがみもんじよ 木簡・漆紙文書の重要文化財指定																																		
令和 6 年	多賀城碑の国宝指定、出土品の重要文化財指定																																		

	令和 7 年 外郭南門の一般公開開始（多賀城市） 多賀城政庁復元整備検討会の実施（宮城県）
今後のスケジュール	令和 9 ～ 1 0 年度：基本計画・基本設計策定 令和 1 1 ～ 1 2 年度：基盤整備（遺跡保護のための盛土等） 令和 1 3 ～ 3 0 年度：建物復元整備 令和 3 1 年度：供用開始予定

II 事業内容

用地関係	予 定 地	多賀城市市川城前
	用地確保の状況	用地の確保 ☒ 済・未 造成面積 約 10,000 m ² 国有地・市有地
	敷 地 面 積	約 10,000 m ²
	規 制 の 状 況	規制区域 市街化調整区域 用途 建ぺい率 容積率 その他
建設関係	事 業 規 模	合計床面積 1,506 m ² 構造（想定） 木造 整備される主な施設 古代復元建物（木造、瓦葺）：12棟 ①南門（59.4 m ² ）、②・③南門翼廊（2棟、115.92 m ² ）、④正殿（273.6 m ² ）、⑤東脇殿（104.96 m ² ）、⑥西脇殿（104.96 m ² ）、⑦東楼（64.8 m ² ）、⑧西楼（64.8 m ² ）、⑨後殿（161.28 m ² ）、⑩東殿（97.74 m ² ）、⑪西殿（97.74 m ² ）、⑫北殿（361.08 m ² ） 古代築地塀（土塀）：270m

III 事業費

建設費	A	調査費	0 百万円
		設計費（設計・工事監理費を含む）	2,000 百万円
		工事費	8,100 百万円
		その他（用地費、負担金等）	0 百万円
		合 計	10,100 百万円
		【財源内訳】	
		一般財源	6,262 百万円
		起債	1,818 百万円
		国庫補助金 （文化庁「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費補助金」：補助率50%）	2,020 百万円
		合 計	10,100 百万円
維持管理費	B	20年間の維持管理費の累計 ＜建物復元整備完了後の施設利用を令和31年～令和50年の 20年間と想定＞	
		人的経費	497 百万円
		管理・修繕関係経費	160 百万円
		運営経費	340 百万円
		合 計	997 百万円
		【財源内訳】	
		一般財源	997 百万円
		合 計	997 百万円

合計	A + B	11,097百万円
		【参考：現在価値換算後】 8,179百万円（設計・建設費のみ） ＜割引率2.0％＞（20年物国債利回りの過去3年間の平均値）

IV 評価結果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項（事業再評価の場合は第2項も含む）各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【事業の必要性】

- 我が国においては、少子高齢化やグローバル化の進展など急激な社会情勢の変化に対応するため、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」へと平成29年度に改正された。改正により、文化芸術の振興にとどまらず、観光・まちづくり・国際交流・教育といった幅広い関連分野を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用していくことが示されている。
- また、少子高齢化等による地域の文化財保護の担い手減少を背景に、文化財の確実な継承に向けた保存と活用の在り方に対応するため、平成30年度に「文化財保護法」が改正された。改正により、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進する方向性が示されている。
- 上述のとおり、国より、文化財に関する方針が示される中、当県においても、「新・宮城の将来ビジョン」や「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」では、地域文化の振興・継承、人材の育成など、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し、親しむことができる環境づくりを進め、文化財を後世に保存・継承しつつ、教育の充実、観光振興、地域活性化などに最大限活用することとしている。
- また、「宮城県文化財保存活用大綱」では、文化財を地域の社会・経済活動の中に位置づけ、幅広い主体による保存と活用を行いながら持続可能なサイクルを構築する必要がある、人材育成・教育普及をとおして、文化財が創造的な社会活動の源泉となり得ることをこれまで以上に社会と共有していく必要があるとしている。
- 文化財の活用として、当県では「平城宮跡」及び「大宰府跡」と並ぶ日本三大史跡である「多賀城跡」という貴重な文化財を有するものの、遺構表示の視覚的な魅力の不足、史跡に人を引き付けるような仕掛けや体験型コンテンツの不足から、全国的な認知度が低い現状となっている。今般の社会情勢において、国より文化財の多面的な活用を促す方針が示される中、十分に活用されていない地域資源の価値を再評価し、時代に即した形で広く社会に還元することは本県の責務である。
- 本事業により、政庁を復元することで、すでに復元整備された外郭南門から政庁までを「一体的な歴史空間」として現出させることができる。これによって「古代の統治空間を立体的に示す」というこれまでにない魅力と体験価値を提供することが可能となり、文化財としての本質的な価値を引き出すことが、そのまま地域経済を牽引する「文化観光の拠点」としての機能へも繋がる。
- 加えて、政庁を復元することにより、学校教育・生涯学習機会の提供、未来を担う人材の育成と郷土への愛着・誇りの醸成、政庁を活用した観光振興、多様な主体の参画による持続可能な史跡の維持・管理サイクルの構築を行うことができるため、本事業は、文化財による体験・学習機会の創出、文化観光の促進等の多面的活用や歴史的価値の継承の観点から本事業は必要なものである。

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

- 県は、昭和44年に多賀城跡調査研究所を設立して以来、半世紀以上にわたって全国的にも貴重な価値を有する特別史跡多賀城跡附寺跡の学術的な調査研究と環境整備を先導し、実施してきた。この長期にわたり培った専門的知見と高度な技術的蓄積は、今回の極めて高度な専門性を要する「政庁の復元」を確実にかつ忠実に遂行するための不可欠な基盤である。
- 多賀城跡の維持管理については、県と市の覚書に基づき、県（多賀城跡調査研究所）

が発掘調査と環境整備、市が土地の公有化と史跡の経常的維持管理という役割分担で実施しており、協調体制が確立されている。

- 上述のとおり、行政間での協調体制が既に確立されており、本事業における「政庁の復元」は、専門的知見と高度な技術的蓄積を必要とする特殊性から、民間事業者への代替が極めて困難な、高い公共性と専門性を有する事業である。今回の政庁復元整備においても、これまで政庁跡を含む中枢部の調査・整備を一貫して主導し、十分な実績を蓄積してきた県が本事業の主体となり、公的責任のもとで事業を推進することが、事業の確実性及び史跡の十全な保存・活用の観点から最も適切である。

<附属資料 15 覚書（写）（昭和60年4月）>

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。（第3号関係）

- 令和6年の多賀城創建1300年に合わせて、県による政庁南大路・城前官衙の整備、多賀城市による外郭南門の復元整備が完了したことにより、これまで平面遺構に留まっていた歴史空間が可視化され、文化観光資源としての価値が飛躍的に向上した。さらに多賀城碑が国宝指定されたことにより、史跡としての歴史的・学術的評価がより高いものとなり、多賀城跡の文化的・経済的価値は過去類を見ないほどに最大化している。
- 多賀城跡の来訪者数は、新型コロナウイルス感染拡大前（平成30年）は34,142人であったが、令和6年には、86,999人となり、約2.5倍に増加しており、社会的関心が高まっていると言える。
- 令和3～6年に多賀城創建1300年記念事業が実施され、政庁における「夜間の3Dホログラム演出」等は、デジタル技術を融合させた高付加価値な体験型観光として成功を収め、今後の文化観光資源としての可能性が示された。実際、事業期間中の累計参加者数は53万人を超え、事業が行われた4年間の合計の経済波及効果は、約90億円と推計されており、「多賀城跡」の整備事業が、教育的・学術的価値を有するだけでなく、県内経済を牽引する観光資源ともなることが立証された。こうした動きは、企業版ふるさと納税の獲得や多数のメディア掲載にもつながっているが、世間の関心を引き留めるとともに、これまでに投じた成果を埋没させないため、次の一手が必要とされる。
- 当県においては、「みやぎ観光創造県民条例」に基づき、「みやぎ観光戦略プラン」を策定しており、令和7年4月から始動した「第6期みやぎ観光戦略プラン」において、「多賀城跡」は特色ある観光コンテンツの中核として位置づけられている。本計画が掲げる「観光を核とした地域経済の活性化」及び「持続可能な観光地域づくり」の実現に向けては、地域資源を活用した観光コンテンツを発掘し、磨き上げることが重要であり、既に多賀城創建1300年事業での集客実績と経済波及効果を示した「多賀城跡」において、この時期に事業を行うことは、本県全体の観光地域づくりに推進力を与える観点からも、極めて妥当である。
- 多賀城創建1300年記念事業がもたらした効果は、社会的関心や経済波及効果に留まらず、市民・県民の郷土への愛着や誇りの醸成にも繋がり、地域の活力を高めた点にある。「多賀城跡」に対する関心や観光資源としての活用の機運が高まっている現在の状況は、今後の事業を安定的且つ効果的に発展させる上で、事業を行う時期として適切である。

<附属資料 16 第6期みやぎ観光戦略プラン（令和7年3月）抜粋>

<附属資料 17 多賀城創建1300年記念事業の終了報告について（令和7年6月）>

4 事業の手法が適切であるかどうか。（第4号関係）

- 本県では、事業費の総額が10億円以上の事業については、PPP・PFI導入の検討を行っている。
- 「宮城県PPP・PFI活用ガイドライン」に基づき、内閣府作成のVFM簡易計算

ソフトを使用し、VFMを算定した結果、PFI手法を採用することによる財政的なメリットを見いだすことはできなかった。 ○ 建物復元は、多賀城跡調査研究委員会や文化庁の復元検討委員会において学術的な根拠に基づき、建物規模、意匠、施工方法等が決定されることから、PFI手法の最大のメリットである民間による創意工夫が発揮される余地が極めて少ない。 ○ 定量及び定性面から総合的に検討した結果、従来方式で整備を行うことが適切であると考える。	
PPP・PFI導入調整会議等での検討結果	
令和8年6月25日に開催したPFI導入調整会議における検討の結果、当該事業については、従来方式における手法が妥当と判断した。 <附属資料18 PPP・PFI検討調査>	

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

○ 実施場所である政庁跡は、奈良・平安時代に陸奥国の国府が置かれた多賀城の中核施設であり、古代東北の政治・軍事・文化の要として、重要な政務や儀式が執り行われた場所である。政庁跡が持つ歴史的・学術的価値は固有の重要性を有しており、史跡内の他の場所では代替できない場所である。 ○ 歴史の舞台となった現地において、当時の空間を視覚的・体感的に復元することは、国家権力を背景とした当時の圧倒的な規模感や迫力、古代の政治拠点としての威厳を現地で臨場感をもって伝えることに大きな意義がある。この復元により、郷土への愛着や誇りの醸成や学術的価値を発信する質の高い文化観光の拠点機能が強化されるなど、高い社会的効果が期待できる。 ○ また、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」において、歴史的建造物の復元とは、『当時の規模・構造等に基づき、遺跡の直上に当該建築物を再現する行為』と定義されている。本事業は、長年の発掘調査の成果により建物配置や構造が判明しており、その直上に復元を行うことは、学術的根拠と国の示す基準の双方を満たすものであり、事業の実施場所として極めて適切である。 <附属資料19 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準（令和2年4月）>	
--	--

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

○ 政庁の実物大復元を通じて、古代の地方統治空間を可視化することにより、学校教育や生涯学習において、実感を伴う歴史理解と主体的で探求的な体験学習が促進される。 ・学校教育において、「主体的・対話的で深い学び」等が重視される中、デジタルの活用とリアルな活動の融合等が求められている。本事業による政庁の復元は、「古代の統治空間」を可視化することで、「五感で体感する教材」として機能させ、創造的な社会学習の場として、効果的な体験・学習機会を創出することができる。 ・東北歴史博物館の展示や体験プログラムと政庁復元空間での体験を連動させ、さらに最新ICTを活用した学習を組み合わせることで、過去を体験的かつ立体的に理解できる次世代型の教育環境を創出する。これにより、学校教育における探究的な学習プログラムを確立し、学習効果の向上を図ることができる。 ・学習効果の向上を通じて、児童生徒の地域社会に対する理解と愛着を深め、次世代の地域文化の担い手となる「主体的な意識」を醸成するとともに、県内外からの修学旅行や探究学習の受入れを促進することで、周辺地域の交流人口を拡大させ、歴史・文化を基軸とした地域経済の活性化に寄与する。	
--	--

- 歴史的空間の再現により、多賀城跡の魅力を飛躍的に高め、県内のみならず東北広域に広がる歴史・文化ストーリーを繋ぐ「ハブ（結節点）」及び「ゲートウェイ（入口）」としての機能を強化し、広域及び文化観光の促進や多面的な利活用を誘致することで、県内だけでなく東北広域を含めた経済の活性化が期待できる。
 - ・国宝多賀城碑、外郭南門及び復元された政庁を一体的な歴史空間として結び付けることにより、多賀城跡が有する固有の歴史的価値を基軸とした魅力向上を果たす。
 - ・政庁の復元を契機として、多賀城跡の魅力を高めるとともに、県内の歴史・文化をつなぐ「広域連携ストーリー型周遊ルート」の構築を推進することにより、多賀城を起点として県内全域及び東北各地へ観光客を誘導し、広域的な文化観光の振興に寄与することができる。
 - ・周辺地域との連携や来訪者の滞在環境の充実を図ることで、従来の通過型観光から「滞在・体験型観光」への転換を促進することができ、地域経済の活性化を後押しする。
- 復元された政庁を拠点に県民参加型のイベントや学習活動がより活発となり、地元住民や県民の史跡への関心と関与が促進されることで、郷土への愛着と誇りの醸成や未来を担う人材の育成が期待される。
 - ・多賀城跡を「見るだけの場所」から「体験を共創する場所」に転換させ、多賀城創建1300年記念事業の成果を継承しながら、地域住民や県民が参画する歴史・文化イベントや学習活動を継続的に実施する仕組みを構築することで、史跡の保存・活用を支える持続的な地域活動を促進するとともに、郷土への愛着や誇りの醸成につなげることができる。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。（第7号関係）

- 特別史跡内は「多賀城跡附寺跡緑化修景方針」によって緑化修景の方針が定められており、政庁地区は遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さないように景観形成する方針が示されている。本事業もこれに基づき実施するため、周辺の自然環境への影響は少ないと考えられる。
- 基盤整備・復元建物整備期間が20年と長期間であるため、工事車両の動線確保、地域住民及び史跡来訪者に対する安全対策への配慮が必要となるが、工事車両と歩行者動線の分離など、安全確保を踏まえた設計及び配置の検討により対応が可能であることから、周辺への影響は少ないと考える。

<附属資料20 多賀城跡附寺跡緑化修景方針（令和2年3月）抜粋>

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業財源に関するリスクと対応策】

- 基盤整備・復元建物整備期間が20年と長期間であるため、今後の物価上昇や金利変動によるコスト増大のリスクがある。
- 国庫補助金は「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費」または「観光拠点整備事業（高付加価値化された文化財の改修・整備促進事業費）」を比較し、より有利な補助金の活用を検討する。また、民間からの寄付金の活用等も積極的に検討し、安定的かつ柔軟な資金確保に努める。

【災害に関するリスクと対応策】

- 約10,000㎡の範囲に木造の建物12棟が復元されるため、火災による延焼のリスクが特に高い。
- 火災等の災害を考慮し、伝統的な材料・工法を基本としつつ、防災技術や現代的な材料・工法を適切に併用することを検討する。

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲) A	調査費 0 百万円 設計費 (設計・工事管理費を含む) 2, 0 0 0 百万円 工事費 8, 1 0 0 百万円 その他 (用地費、負担金等) 0 百万円 合 計 1 0, 1 0 0 百万円
	【財源内訳】 一般財源 6, 2 6 2 百万円 起債 1, 8 1 8 百万円 国庫補助金 2, 0 2 0 百万円 (文化庁「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費補助金」: 補助率 5 0 %) 合 計 1 0, 1 0 0 百万円
	維持管理費 B (再掲) 2 0 年間の維持管理費の累計 <建物復元整備完了後の施設利用を令和 3 1 年～令和 5 0 年の 2 0 年間と想定> 人的経費 4 9 7 百万円 管理・修繕関係経費 1 6 0 百万円 運営経費 3 4 0 百万円 合 計 9 9 7 百万円
合計 (再掲) A + B	【財源内訳】 一般財源 9 9 7 百万円 合 計 9 9 7 百万円
	【参考：現在価値換算後】 8, 1 7 9 百万円 (設計・建設費のみ) <割引率 2. 0 %> (2 0 年物国債利回りの過去 3 年間の平均値)
投入職員数	○ 令和 9 年度～令和 1 0 年度 (基本計画・基本設計) 延べ 7 2 0 人 (2 人×1 5 日×2 4 カ月) ※職員が復元整備に向けた学術的検討を行い、文化庁、有識者、 請負業者等との打合せを実施。 ○ 令和 1 1 年度～令和 3 0 年度 (基盤整備・建物復元整備) 延べ 1 2 0 0 人 (2 人×2. 5 日×2 4 0 カ月) ※職員が関係課室、文化庁、有識者、請負業者等との打合せ及 び現場確認を月 2 ～3 回実施。
関連事業費	

以上のとおり、多賀城政庁復元整備事業について県が評価を行った結果、事業実施は妥当と判断した。